

○旭川市21世紀の森施設条例

昭和63年12月28日条例第23号

旭川市21世紀の森施設条例

(設置)

第1条 本市は、農村と都市との交流を促進し、並びに森林及び水辺空間における自然とのふれあいを通じて市民の心身の健康に寄与するため、旭川市21世紀の森施設（以下「21世紀の森施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 21世紀の森施設の位置は、旭川市東旭川町瑞穂とする。

(施設)

第2条の2 21世紀の森施設は、次に掲げる施設を有する。

- (1) ログハウス
- (2) ファミリーゾーンキャンプ場
- (3) バンガロー
- (4) タルハウス
- (5) 21世紀の森の湯
- (6) 水辺広場
- (7) ファミリーゾーン多目的広場
- (8) ふれあい広場キャンプ場
- (9) ふれあい広場多目的広場
- (10) パークゴルフ場
- (11) せせらぎ交流広場多目的広場
- (12) 自然体験ゾーンキャンプ場

(使用時間及び使用期間)

第2条の2の2 ログハウス、ファミリーゾーンキャンプ場、バンガロー、タルハウス、21世紀の森の湯、ふれあい広場キャンプ場、パークゴルフ場及び自然体験ゾーンキャンプ場の使用時間は、次のとおりとする。

| 施設名 | 使用時間 |
|------------------------|-------------------|
| ログハウス（宿泊使用の場合の研修室を除く。） | 午前9時から午後10時まで |
| ファミリーゾーンキャンプ場 | 午前10時から翌日の午前10時まで |

| | | |
|--------------|-----|-------------------|
| バンガロー | 日帰り | 午前10時から午後4時まで |
| | 宿泊 | |
| タルハウス | | 午後4時から翌日の午前10時まで |
| 21世紀の森の湯 | | 午後1時から午後8時まで |
| ふれあい広場キャンプ場 | | 午前10時から翌日の午前10時まで |
| パークゴルフ場 | | 午前8時から午後6時まで |
| 自然体験ゾーンキャンプ場 | | 午前10時から翌日の午前10時まで |

2 21世紀の森施設の使用期間は、5月1日から11月30日まで（ログハウスにあっては、1月5日から12月29日まで）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたとき、又は次条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、使用時間及び使用期間を臨時に変更することができる。

（指定管理者による管理）

第2条の3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に21世紀の森施設の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- （1）第4条第1項に規定する施設の使用の承認等に関すること。
- （2）使用料の徴収及び還付に関すること。
- （3）21世紀の森施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （4）その他市長が定める業務

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条の4 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

第3条 削除

(使用の承認等)

第4条 第2条の2各号に掲げる施設（同条第6号、第7号、第9号及び第11号に掲げる施設にあっては、2人以上の者が独占的な使用をする場合に限る。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、21世紀の森施設の管理運営上必要があると認められたときは、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められたとき。

(3) その他指定管理者が使用を不相当と認められたとき。

(使用料)

第5条 21世紀の森施設の使用料は、別表第1から別表第6までに定めるところにより徴収する。

2 市長は、特別の事由があると認められたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認められたときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 21世紀の森施設の使用料を納入した者の責めに帰すことのできない事由により使用不能となったとき。

(2) その他市長が特別の事由があると認められたとき。

(使用者の義務)

第6条 21世紀の森施設を使用する者は、21世紀の森施設の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和64年1月5日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第7号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第11号）

- 1 この条例は、平成9年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市21世紀の森施設条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第19号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月21日条例第43号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に3条を加える改正規定（第2条の4に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市21世紀の森施設条例第4条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市21世紀の森施設条例第4条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

附 則（平成17年12月15日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2を第2条の2の2とし、第2条の次に1条を加える改正規定（ふれあい広場キャンプ場、ふれあい広場多目的広場、パークゴルフ場及びせせらぎ交流広場多目的広場（以下「ふれあい広場キャンプ場等」という。）に係る部分に限る。）及び第4条第1項の改正規定（ふれあい広場キャンプ場等に係る部分に限る。）は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年12月18日条例第44号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成20年4月規則第40号で、同20年5月1日から施行）

附 則（平成25年12月18日条例第60号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第30号）

この条例は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日条例第85号）

改正

令和2年3月26日条例第19号

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の2の2第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市21世紀の森施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1から別表第7までの規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1から別表第7までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日前に旭川市嵐山レクリエーション施設条例（平成17年旭川市条例第45号）別表に規定する回数券又は1年券の使用料を納入した者又は旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）別表（6）に規定する有料公園施設パークゴルフ場に係るパークゴルフ場共通回数券、1年券ア、1年券イ又は1年券ウの使用料を納入した者が、適用日以後に改正後の条例第2条の2第10号に規定するパークゴルフ場を使用する場合（当該使用料を納入した回数券、1年券、パークゴルフ場共通回数券、1年券ア、1年券イ又は1年券ウを使用して使用する場合に限る。）においては、当該使用料の納入をもって、改正後の条例第5条第1項の規定により使用料を徴収したものとみなす。

附 則（令和2年3月26日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月30日条例第61号）

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1

ログハウス研修室及び会議室使用料

| 使用区分 | 昼間 (午前9時～ 午後5時) | 夜間 (午後5時～ 午後10時) | 全日 |
|-------|-----------------------|------------------------|----------|
| 大人 | 円 460 | 円 290 | 円 750 |
| 高校生以下 | 280 | 180 | 460 |

備考

- 1 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 2 暖房料については、市長が別に定める。

別表第2

ファミリーゾーンキャンプ場、ふれあい広場キャンプ場及び自然体験ゾーンキャンプ場使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|--------|----------|
| 大人 | 1人 1泊 | 円 300 |
| | 1人 1期間 | 9,000 |
| 高校生 | 1人 1泊 | 200 |

備考

- 1 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 2 「1期間」とは、ファミリーゾーンキャンプ場、ふれあい広場キャンプ場又は自然体験ゾーンキャンプ場のいずれかを使用した日からその日の属する年度の使用期間の末日までをいい、使用料を納入した者は、そのいずれも使用することができる。

別表第3

バンガロー使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|------|--------|----------|
| 日帰り | 1棟 1時間 | 円 310 |
| 宿泊 | 1棟 1泊 | 4,720 |

備考

使用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。

別表第4

タルハウス使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|-------|-------|----------|
| 大人 | 1人 1泊 | 円 780 |
| 高校生以下 | 1人 1泊 | 460 |

備考

「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。

別表第5

21世紀の森の湯使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 |
|---------------|-------|----------|
| 大人 (中学生以上) | 1人 1回 | 円 100 |

別表第6

パークゴルフ場使用料

| 使用区分 | 単位 | 使用料 | |
|------|-----|----------|----------|
| 個人 | 大人 | 1日 | 円 300 |
| | | 回数券(11枚) | 3,000 |
| | | 1年券 | 9,000 |
| | 高校生 | 1日 | 150 |
| 団体 | 大人 | 1日 | 240 |
| | 高校生 | 1日 | 120 |

備考

- 1 「団体」とは、使用する者の数が10人以上のものをいう。
- 2 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 3 「回数券」とは、1枚を300円として、パークゴルフ場の使用のほか、旭川市嵐山レクリエーション施設条例（平成17年旭川市条例第45号。以下「嵐山施設条例」という。）に規定するパークゴルフ場（以下「嵐山パークゴルフ場」という。）並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号。以下「都市公園条例」という。）に規定する東光スポーツ公園施設パークゴルフ場、春光台公園施設パークゴルフ場、忠和公園施設パークゴルフ場、旭神中央公園施設パークゴルフ場、忠別広場施設パークゴルフ場、金星橋上流左岸広場施設パークゴルフ場、永山橋左岸広場施設パークゴルフ場、秋月橋上流右岸広場施設パークゴルフ場、永山橋下流右岸広場施設パークゴルフ場、平成大橋上流右岸広場施設パークゴルフ場及び両神橋下流右岸広場施設パークゴルフ場（以下「都市公園施設パークゴルフ場」という。）を使用する場合にも使用することができるものをいう。

4 1年券は、当該券を発行した日から起算して1年間、パークゴルフ場の使用のほか、嵐山パークゴルフ場及び都市公園施設パークゴルフ場を使用する場合にも使用することができる。ただし、当該券を使用して嵐山パークゴルフ場を使用する場合は嵐山施設条例に定める使用料を、東光スポーツ公園施設パークゴルフ場を使用する場合は都市公園条例別表(6)東光スポーツ公園施設パークゴルフ場の項備考第4号に定める使用料を納入しなければならない。